笙2版

第2片	X		2018,5,11
番号	質問	回答	
1	専任園長及び専任教職員は、時間外に幼稚園業務以外 の業務を行ってもよいのか。	専任園長及び専任教職員のすべての要件を充たしていれば問題ありません。	
2	専任教員の雇用時間について、「正規職員」、「契約職員」、「嘱託職員(過去退職者)」、「パート」、「無期転換」について、それぞれ就業規則で定めている。専任教員の要件を満たせば、正規職員でなくとも専任教員として認められるか。	専任教員のすべての要件を満たせば認められます。	
3	専任園長及び専任教職員について、保育所等関連施設と の業務等の重複は一切認められないのか。	幼稚園の専任園長及び専任教職員が、幼稚園業務を行う勤務時間に、恒常的に保育所等関連施設と業務を重複している場合は、補助要件を充たさないこととなります。しかし、その業務が一時的なものは、勤務時間内に行ってもさしつかえありません。 一時的な業務とは、他の補助金支給対象でない(大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金や大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金等は除く)又は報酬が支払われていない業務で、たとえば以下のようなものを想定しています。 ・子育て支援事業に通う子どもや保護者とあいさつをすること・運動会等の行事を地域の子どもと合同で行うこと・幼稚園敷地内の子育て支援事業等を含む子どもたちの安全対策について検討すること	
4	専任園長及び専任教職員が、勤務時間内に年次休暇を 取得して幼稚園業務以外の業務を行ってもよいのか。	専任園長及び専任教職員のすべての要件を充たしていれば問題ありません。	
5	専任園長・専任教職員の要件となる「保育所等関連施設の業務及び未就園児クラスの業務など他業務を行っていないこと。」の保育所等関連施設と他業務は何を指しているのか。	兼務しうる全ての施設、業務を指しています。	
6	他業務には一時預かり事業(幼稚園型)は含まれるか。	未就園児クラスの業務と同様、専任園長及び専任教職員が、幼稚園の勤務時間中に、一時預かり事業(幼稚園型)の業務を行うことはできません。しかしながら、国から平成30年4月10日に示された事務連絡のなかで、幼稚園等の職員の支援を受けることを想定した記載があります。この支援の取扱いについては現在、国に確認中です。	
7	就業規則の例示を示して欲しい。	例示としては、厚生労働省のホームページを参照してください。 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html)	
8	就業規則と労働契約書がある場合、どちらが優先される のか。	効力については、労働関連法の規定どおりです。法的に有効な勤務時間が、専任教員の要件に合致していれば問題ありません。	

2018.5.11

第2版

番号	質問	回答	2018,5,11
	園長であっても就業規則に勤務時間を定める必要がある のか。	補助金の支給要件に合致していることを客観的に証明するものとして、書面で勤務時間や業務従事時間を 定めてください。書面は以下のものを想定しています。 ・教職員と同様に雇用契約を締結している場合⇒就業規則や雇用契約書 ・委任契約を締結している場合⇒契約書 ・その他⇒業務従事時間証明書など	
	園バスの運行日誌について、子どもの乗車時間と降車時間の記録は必ず必要か。GPSを使用した一覧で代用できるか。	平成30年3月23日の説明会での質疑応答を踏まえ、現時点では子どもの乗車時間を必ずしも記録しなければならないものではありません。これまでどおり、各園のご事情にあわせ、通園バスの運行記録をとっていただきますようお願いします。	
11	基礎資料調査「13. その他の幼稚園の状況調」(C)勤務時間調に記載する勤務時間は休憩時間を含むか。	休憩時間を除いた時間を勤務時間に記入してください。 (例)始業時間(9時00分)~終業時間(16時00分) 休憩時間(60分間) 勤務時間=6時間00分	
12	預かり保育の補助簿作成が非常に緻密になっていますが、一人の職員で申請している場合は補助金申請の内容と整合性を合わせる必要性がないと考えます。削減してもらえるような対応をお願いします。また、補助簿の形式は園の任意で作成している資料で良いでしょうか。	お示ししている補助簿は任意様式ですので、園独自の形式で作成いただいて構いません。ただし、「預かり時間数」、「預かり園児数」、「担当教員数」は必ず確認できるようにお願いします。	
	経常費補助金で専任教員で登録している担任が預かり保育の補助金要件を適用するのは、補助金の重複受給になると理解していましたが、3月末の説明会資料での「人件費チェックシート」では年間給与額を超過しなければ補助対象内と読み取れますが、これで良いのでしょうか。経常費補助金配分と預かり保育補助金・特別支援教育費補助金対象経費の重複受給を認める根拠を教えて下さい。	経常費補助金交付要綱第2条に経常費補助金の補助対象経費を定めています。その中で、預かり保育事業補助金、特別支援教育費補助金及びキンダーカウンセラー事業補助金に係る経費は除くと記載しています。また、人件費チェックシートの様式は現在、検討中です。改めてお示しします。	
14	パートタイマーで担任をもつ場合、専任教員としていいのか?また、パートタイマーの加配教員は専任に含まれるのかをお聞きしたいです。	パートタイマーであっても、専任教員の全ての要件を満たせば認められます。	
15	私学共済確認通知書(原本)となっておりますが、平成29年9月分定時決定の確認通知書(2)か平成30年3月分賞与等支給報告の確認通知書(2)のどちらでもよろしいでしょうか。	最新の定時決定時の確認通知書の原本でお願いします。新規採用者は資格取得報告書に対する確認通知 書があれば、原本をご提出お願いします。	

第2版

番号		回答	2018,3,11
16	以下のような場合、経常費補助金上の専任教員として認められますか。なお、幼稚園の教育時間は9時~14時を想定します。 ①預かり保育を専任して担当する教員で勤務時間が11時~19時、あるいは14時~20時の場合(勤務時間以外の専任要件は満たしている) ②親子教室を担当する教員(6時間以上勤務、勤務時間以外の専任要件は満たしている)	①教育時間の全てに勤務していないため専任とはなりません。	5/11追記
17	専任教員は預かり保育を担当しても良いですか。経費を 按分する必要はありますか。	経常費補助金上の専任教員が預かり保育等を担当する場合は、従前どおり、合理的に説明できる方法で経 費を按分計算してください。	5/11追記
18	未就園児クラスを担当している正規職員は、兼任の扱いと なるのか。	従来どおり、専任には該当しません。	5/11追記
19	昨年度の3月採用になった非常勤の先生がいます。29年度の年間給与額はどのように記載すればいいですか。給 与は翌月支払なので、3月に採用になっていても支払は4 月になります。	支払時期でなく、勤務時期に合わせて記入してください。3月勤務分の給与については、支払時期が4月になっても、前年度分の給与として扱います。作成時点で額が確定していない場合は見込み額を記入してください。	5/11追記
20	就業規則を提出する必要がありますか。	必要ありません。補助金検査等で確認させていただくことになります。	5/11追記
21	年次休暇を使い、幼稚園業務以外の業務(研修講師)を行い、報酬を得たときは兼任になりますか。	補助金支給の要件としては、年次休暇取得で問題ありません。	5/11追記
22	研修要素について、園長は「園長等専門研修」を受講しな ければ補助対象となりませんか。	補助対象研修(配分基準参照)であれば「園長等専門研修」以外でも問題ありません。	5/11追記
23	園長として、未就園児クラスを園地全体に含めて巡回して いたら兼任になりますか。	このことのみをもって、兼任とはなりません。	5/11追記
24	預かり保育の担当職員は、保育士資格のみを有している 者でも可能ですか。	可能です。	5/11追記
25	兼任教員で曜日によって勤務時間の異なる教員がいるが、勤務時間数の欄にどのようにすればよいか。	1週間の平均勤務時間を小数点以下を切り捨てて記入してください。	5/11追記

2018,5,11

第2版

番号		回答	2010,0,11
26	基礎資料調査の「13. その他の幼稚園の状況調」(C)勤務時間調には兼任教職員のみに該当する時間も記載しますか。		5/11追記
27	基礎資料調査の「教員組織・給与額調」の免許更新コードについて、昨年度に更新が済んでいる場合はどのコードを入力すればいいですか。	免許更新コードについては、免許の有効期限をご確認ください。ご質問のように、昨年度に更新が済んでおり、今年度に免許の有効期限が到来しない方については、「来年度以降期限:O」を記入してください。	5/11追記

2018.5.11